

# 第15回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第15回定例会 平成30年6月29日

開会 9時30分

閉会 11時32分

出席委員  
(23名)

会長 小林茂徳

会長代理 依田繁二

1 山崎正勝

13 小山肇治

2 白倉令子

14 依田隆喜

3 小川高史

15 小林健治

5 小山睦夫

16 青木二巳

6 片十郎

17 小林勝元

7 成山喜枝

18 清水洋

8 齊藤敏彦

推進 花岡幹夫

10 柳澤多久夫

推進 荻原薫

11 荒木稔幸

推進 佐藤富士夫

12 渡邊幹夫

推進 竹内芳男

推進 渡邊重昭

議事録署名委員

15 小林健治

16 青木二巳

出席職員  
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 織田 秀雄

事務局 滝澤 友一郎

事務局 笠井 昌鷹

事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第3条の規定による適格者証明について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について

第2回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんおはようございます。ただ今より第15回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

おはようございます。雨が心配でしたが梅雨の晴れ間になり、暑さが厳しい1日になりそうです。6月もあと2日で終わりですが、この月は総会や会議が大変多い月でした。合計6回の会議があり、その内3回が総会でした。そのほかには会計監査やお手伝いさんの交流会などでした。農作業の合間の出席は大変忙しい思いをしました。その会議の中で講演がありましたが、特に農業委員会を巡る情勢と、農地利用最適化推進がメインの議題でした。8月には農業委員の〇〇への視察研修が計画されていますが、タイムリーな議題だと思います。お手元に別紙で「農業委員会を巡る情勢と農地利用最適化の推進について」の資料をお配りしましたが、東御市もできる限り具体的に考えていかなければいけないと思っています。〇〇の農業委員会の事例も載っております。一読していただきたいと思っています。〇〇の事例にあるようなテーマについても、東御市農業委員会として追跡していかなければいけないと思っています。本日もスムーズな進行にご協力をお願いします。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、15番の小林健治委員と16番の青木二巳委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号について説明します。

番号1です。場所は〇〇です。〇〇から〇〇に上り、〇〇の手前を左折し、〇〇メートルほど進行した場所から北東にある農地です。譲渡人と譲受人は兄弟です。弟さんからお兄さんへ所有権の移転になります。お兄さんがこの農地の近くで〇〇をされており、この作業場から農地へ行き易いという事と、農業規模を拡大したいとの事です。譲受人はブルーベリー、ニンニク、タマネギを作付けする予定です。譲受人がいつも居る作業場からも近いため、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。場所は〇〇です。県道丸子北御牧東部線を〇〇から〇〇に進行する途中、〇〇方面に右折して〇〇メートルほど進行した右手の農地です。もう一筆は、この場所を少し進行し〇〇方面に左折すると、〇〇があるのですが、その東にある農地です。譲渡人と譲受人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大したいとのことで、所有権移転されません。水稻、馬鈴薯、カボチャ等を作付する予定です。譲受人の自宅からも近いため、問題ないと判断しました。

最後に番号3です。場所は〇〇です。県道真田東部線沿いに〇〇の信号

があります。この〇〇に進行する途中で、〇〇方面に左折し〇〇メートルほど進行した左手の農地です。譲渡人と譲受人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大したいとのことで、所有権移転されます。水稻、タマネギ、夏野菜、馬鈴薯を作付けする予定です。譲受人の自宅からも近いため、問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長                    ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員                場所等については事務局から説明のあった通りです。地図にはありませんが、右側に譲受人である〇〇さんのお宅と、仕事場である工場があります。今回譲渡人の〇〇さんが、年齢も考え耕作できないということで、お兄さんに譲りたいという申し出があり、今回の申請になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、渡邊幹夫委員より説明をお願いします。

渡邊委員                それでは地図の2ページをご覧ください。以前に同じ申請者同士で〇〇平方メートルぐらいの土地の売買がありました。譲渡人である〇〇の〇〇さんは〇〇を経営していましたが、事業に失敗したため土地を売ることになりました。前回は譲受人の〇〇さんに買ってもらったので、今回も残地を買ってもらう事になりました。〇〇さんも〇〇の方なので、耕作するには遠くない距離です。よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしく申し上げます。場所は地図の3ページをご覧ください。右下から上って来る道は〇〇からの道です。〇〇から〇〇に〇〇メートルほど入った所の左側に申請地があります。譲受人の〇〇さんは〇〇を経営する傍ら、米、タマネギ、馬鈴薯、夏野菜など、幅広く農業も行っています。新しく譲り受ける農地でも馬鈴薯を作る予定です。譲渡人の〇〇さんは、経営規模の縮小という事で今回の申請になりました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。競売の案件です。地図の4ページをご覧ください。場所は〇〇です。浅間サンラインの〇〇の信号を、〇〇メートルほど行くと農地へ上って行く道があります。そこを〇〇メートルほど行った左側に申請地があります。譲受人は〇〇の〇〇さんです。クリとクルミを栽培する予定です。譲受人の自宅から申請地まで車で〇〇分ぐらいと近いので、問題ないと判断しました。入札は〇月です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

お願いします。地図の4ページをご覧ください。〇〇の信号から〇〇メートルほど〇〇寄りに細い道があります。そこを〇〇メートルくらい入っていくと申請地があります。申請人の〇〇さんは〇〇歳で、〇〇出身ですが、自宅は〇〇の〇〇です。申請地までは〇〇分ほどの所です。申請地ではクリとクルミを栽培し、草刈はシルバー人材センターにお願いする予定だそうです。経営面積も〇〇、〇〇、東御に、合わせて〇〇平方メートルと広く耕作をしています。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。議案第2号、適格

者証明につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

(小林勝元委員挙手)

小林委員どうぞ。

小林委員 年齢が〇〇歳と高齢だと思いましたが、かなり広い経営面積を耕作できるのですか。

竹内委員 草刈りに関してはシルバー人材センターにお願いするとの事です。

事務局 この方は〇〇にも農地を持っていまして、〇〇出身という事で、〇〇方面にも出荷しているようです。〇〇の農地もきれいに耕作している様なので、問題ないと思います。

清水委員 家族構成を教えてください。

事務局 家族構成はわかりませんが、申請では一緒に農業をする者として、奥様の名前があります。ほかに臨時で雇用する労働力も〇名とあります。

議長 ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。適格者証明の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。

最初に計画変更1と番号1は関連しているので、一緒に説明します。場所は〇〇です。県道東部望月線を〇〇方面に進行し、〇〇を左折し、〇〇メートルほど進行した所を左折した、住宅街の一面の農地になります。当初は、譲受人である〇〇さんご兄弟が、住宅を建てる予定でしたが、資金面等の事情から建築できなくなってしまいました。そこで、本申請の譲受人である〇〇さんが、子供も生まれて手狭になったので住宅を建築したいという事で、今回の申請となりました。第1種低層住居専用地域で用途区域内の第3種農地のため、やむを得ないと判断しました。

次に番号2です。場所は〇〇です。国道18号線の〇〇の信号を〇〇方面に〇〇メートルほど進行した左手の農地になります。ちょうど〇〇の信

号と〇〇の信号の中間付近です。太陽光発電施設の申請です。譲渡人も譲受人も〇〇の方です。〇〇年の期間を定めて賃貸借されます。譲渡人は高齢で耕作ができないため、農地を賃貸することです。準住居地域で用途地域内の第3種農地ということでやむを得ないと判断しました。

番号3です。場所は〇〇です。〇〇を〇〇方面に〇〇メートルほど進行した農地です。〇〇の南側付近になります。有料老人ホームを建設するという申請です。譲受人はすでに隣接地で〇〇を運営しています。消極的2種農地ですが、ほかの土地も検討した結果、隣接しているこの土地が適しているので、代替性なしということで転用はやむを得ないと判断しました。

番号4です。場所は〇〇です。〇〇の北部になります。地図の左上が〇〇から上ってきた千曲ビューラインになります。〇〇から〇〇に進行する県道沿いにあり、これを右の方に進行して行くと、〇〇があります。その傍の農地です。住宅建築の申請です。農振除外の案件です。譲渡人は譲受人の父親です。通勤にも便利で実家にも近いので、この土地の所有権を移転し住宅を建築します。公図をご覧ください。第1種農地ですが、〇〇に住宅がありますので、集落に接続しているということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5です。場所は〇〇です。〇〇駅から国道18号線まで北上していく途中、〇〇を左折して、〇〇メートルほど進行した左手の農地です。すでに墓地として利用しているため、追認の案件になります。公図をご覧ください。隣接する〇〇は墓地ですが、譲受人の父が勘違いをして石塔を建ててしまったとのことです。〇〇を分筆するために測量したところ、この事実が判明したとの事です。なお、〇〇の所有者は〇〇さんとなっていますが、〇〇さんは〇〇さんから土地を借りています。おおむね300メートル以内に〇〇駅があるので第3種農地になり、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6です。場所は〇〇と〇〇です。東御市と〇〇の境界付近になります。〇〇から〇〇へ行く県道の南側の段上です。太陽光発電施設の申請です。なお、この土地の隣接地は先月も太陽光発電施設の転用許可があった場所です。譲受人は〇〇の法人です。すでに他県で〇か所太陽光発電を行っています。消極的2種農地ですが、ほかの土地も検討した結果、立地、面積等でこの土地が適しており、代替性なしという事で転用はやむを得ないと判断しました。

番号7です。場所は〇〇です。〇〇になります。県道御牧原大日向線を〇〇から〇〇に進行する途中、〇〇の手前を〇〇へ〇〇メートルほど進行した右手の農地です。太陽光発電施設の申請です。農振除外された案件です。譲受人は〇〇で太陽光発電設備工事等を業務としている法人です。譲渡人は高齢で耕作ができないという事です。消極的2種農地ですが、ほか

の土地も検討した結果、日照条件、周辺への影響等でこの土地が適しており、代替性なしという事で、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8です。場所は〇〇です。県道真田東部線の〇〇の信号から、高速道路をくぐって〇〇の集落を通り降りて来ると、〇〇に行く道と〇〇に行く道に分かれます。これを〇〇に行く道に進行し、〇〇メートルほど下りた所を左折して、〇〇方面に〇〇メートル行った左手の農地になります。住宅建築になります。譲渡人は譲受人の祖母になります。譲受人の職場に近い所で住宅を建築したいという事で、この土地を選定されました。この土地に接する道路に上下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に〇〇と〇〇があり、第3種農地となるため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9です。場所は〇〇と〇〇です。〇〇から〇〇へ行く県道の南側、段上になります。太陽光発電施設になります。譲受人は〇〇の法人です。消極的2種農地ですが、ほかの土地も検討した結果、立地、面積等でこの土地が適しており、代替性なしという事で転用はやむを得ないと判断しました。

番号10です。場所は〇〇です。〇〇の近くになります。〇〇から〇〇に入っすぐの右側の農地です。建築設計事務所との併用住宅の建築です。駐車場を確保するために一定の敷地面積が必要な事と、譲受人の妻の実家の近くという条件に合うとの事です。第1種低層住居専用地域で第3種農地のため転用はやむを得ないと判断しました。

番号11と番号12は関連があるので、まとめて説明します。場所は〇〇との境界付近の〇〇になります。浅間サンラインの〇〇信号角に〇〇があります。ここを〇〇方面に上って行き、〇〇を通り過ぎると十字路があります。これを〇〇方面に進行して行くと、〇〇があります。その北西の農地です。番号11では資材置場の一部、番号12では住宅と物置の建築と資材置場の一部になります。〇〇ですが、譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は〇〇をやっており、資材置場が手狭になっているため、この土地を利用したいとの事です。また、番号12につきましては、譲受人が実家にも近いので住宅を建築したいという事です。両方とも農振除外の案件です。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で転用はやむを得ないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1と番号1の案件については、関連があるので一括で説明してもらいます。依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の5ページ、6ページをご覧ください。中

央を斜めに走っている道路が県道東部望月線です。〇〇方面に向かう途中に〇〇があります。その道沿いに〇〇があります。そこから左に〇〇メートルぐらい入った、住宅地の中の一角に申請地があります。譲渡人の〇〇さんは、住宅を建てる予定で申請地を取得しましたが、資金面の事情から建築できませんでした。譲受人の〇〇さんは現在アパート暮らしですが、お子さんも生まれ手狭になった事から、家を建てたいと考え候補地を探していたところ、不動産屋からこの土地を紹介され、閑静な住宅地でスーパーにも近く、既にガレージがあるので、この申請地に決めたとの事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

それでは地図の7ページ、8ページをご覧ください。場所は国道18号線沿いの〇〇近くに〇〇のバス停があります。そこから〇〇方面へ〇〇メートルほど行った国道沿いにあります。申請地の南側の三角の土地は、道路と同じ高さですが、申請地に関しては2メートルほど高くなっています。譲渡人の〇〇さんは〇〇をされていましたが、退職後はブドウを栽培していました。現在はクルミを栽培していますが、高齢になり農作業ができなくなってきました。息子さんである譲受人の〇〇さんも〇〇をされていて耕作は難しいので、検討の結果太陽光発電をすることにしました。近隣の皆さんにも説明会を開き、丁寧な説明をされましたので、反対はありませんでした。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小山肇治委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員

〇〇年の賃借権設定ですが、その後の撤去費用の計画はきちんとしているのですか。

荻原委員           そこまでお聞きしていませんが、現在の状況を見る限りでは、撤去費用については問題ないと思われま

議長               ほかにございますか。特にないよう

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。  
続きまして番号3の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員           よろしくお

議長               ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につ

続きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。  
特にないよう

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。  
続きまして番号4の案件について、清水委員より説明をお願いします。

清水委員           よろしくお

議長               ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につ

続きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。  
特にないよう

成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件について、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

よろしくお願いします。地図は13ページ、14ページをご覧ください。場所は国道18号線の〇〇の信号から〇〇方面へ下り、〇〇の前を西に〇〇メートルほど行った所です。譲渡人と譲受人は親戚関係です。〇〇年ほど前に譲受人の父親が土地を新設した際、隣接する工務店の土地を自分の土地と勘違いして墓石を置いてしまいました。今回家の周りの分筆のために測量したところ、間違いがわかったとの事です。追認になりますが、顛末書も提出されています。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件について、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員

よろしくお願いします。地図の15ページ、16ページをご覧ください。太陽光発電敷地の案件です。〇〇から〇〇方面へ〇〇メートルほど行き、左側のカーブを上って行った所に申請地があります。譲受人は〇〇という〇〇の〇〇です。譲渡人は〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんです。この辺の土地は以前から太陽光発電が盛んな場所で、4件ほど設置されています。周りは雑木で、地権者も合意しています。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件について、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

それでは説明します。地図の17ページ、18ページをご覧ください。〇〇から約〇〇キロメートル先に〇〇があります。そこから南に入り、〇〇の前を通り〇〇メートルの所が申請地です。この土地は傾斜が強く、譲渡人が以前作業中に作業車と共に転落して大けがをした事があります。現在は近くの〇〇の牧草地として使用しています。譲渡人の〇〇さんも高齢になり耕作できないので、今回の申請になりました。〇〇の計画では、法面は現況のまま利用し、2メートル離してパネルを設置し、雨水は碎石側溝を設けて地下浸透にする予定です。隣接の所有者の同意も得ています。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

よろしくお願いします。地図の19ページ、20ページをご覧ください。申請地から斜め右下の道は〇〇に行く道です。〇〇と〇〇との中間付近になります。譲受人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、勤務先が〇〇という事で職場に近い場所に家を建てたいと考えていました。親戚に相談したところ、祖母の所有する土地を譲ってもらえる事になり、今回の申請になりました。申請地の東側に畑がありますが、建物自体は境から3~4メートル離して建設するので、農地への影響はないと考えています。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号9の案件について、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員

よろしくお願いします。地図の21ページ、22ページをご覧ください。場所は番号6で説明した所からすぐの所にあります。譲受人が〇〇という

〇〇の〇〇です。譲渡人は〇〇にお住まいの〇〇さんです。前にもお話ししたように、この場所は太陽光発電が盛んな場所です。近隣の農地所有者の同意も得ているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号10の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

お願いします。地図の23ページ、24ページをご覧ください。場所は〇〇の南側です。周りの集落は〇〇です。譲受人の〇〇さんは現在アパート住まいをしていますが、お子さんが生まれ手狭になったため、住宅建設を計画しました。奥さんは子育てをしながら仕事を継続したいとの意向があり、事務所併用の住宅建設ができる土地を探していたところ、譲渡人の〇〇さんから話があり今回の申請になりました。周りも住宅が多くなってきているので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号11と番号12は関連性があるので、一緒に審議をお願いします。片委員より説明をお願いします。

片委員

お願いします。地図の25ページ、26ページをご覧ください。浅間サンプラインの〇〇の信号から北に入った所に平行して県道祢津線があります。その祢津線沿いから少し入った所に申請地があります。〇〇の集落の東側で、東御市と〇〇の境にあります。番号11の申請人の関係は親子です。先日譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんにお話を伺いました。息子さんは現在〇〇に借家住まいをしています。奥さんも居り手狭になってきたため、母親の土地に住宅を建てることにしました。〇〇も母親と息子二

人で行っており、同時に資材置場も確保したいとの事です。ちょうど母親名義の土地の隣の〇〇さんから土地を買ってほしいとの話があったので、そちらを〇〇さんの名義で買い、母親の土地は借りることにして、住宅と資材置場の建設をすることにしました。隣接の農地の地権者にも同意を得ているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11と番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号11と番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

番号4の案件について、隣接している農地の所有者が、土地の境から2メートル離して建設してほしいという条件で同意しましたが、それが守られるかどうか建設課などで指導してもらえるのですか。

事務局

同意事項は相対で話をしてもらう事になります。農業委員会や建設課などが間に入って指導や確認はしません。

議長

よろしいでしょうか。

それでは続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。〇〇委員が対象になっているので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局

それでは6月の農用地利用集積計画の7ページから10ページについて説明します。7ページから8ページは通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて28,587㎡です。内訳はご覧の通りです。続いて9ページについては農地中間管理事業による利用権設定です。こちらは3件7筆の15,034㎡です。10ページは所有権移転です。1件3筆、5,291㎡です。6月は全体で23件、42筆で、新規が14件、再設定が5件、中間管理事業が3件、所有権移転が1件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農用地利用集積計画につい

て説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

特にないようなので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

続いて第2回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。〇〇委員が対象ですので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局

それでは説明します。申請者は〇〇さんです。目標とする営農類型はリンゴ、ブドウの果樹です。経営改善の方向の概要は、リンゴは今の面積を維持して、ブドウは巨峰を減らして新しい品種を増やすという事です。年間農業所得及び年間労働時間の現状と目標については、現状の所得が〇〇円に対し、目標は〇〇円です。労働時間は現状が〇〇時間に対し、目標は〇〇時間です。農業経営規模の拡大に関する目標については、リンゴの現状が作付面積〇〇アール、生産量〇〇トン、〇〇箱に対し、目標の作付面積は同じで、生産量を〇〇トンの〇〇箱に増やします。巨峰については現状が作付面積〇〇アール、生産量〇〇トン、〇〇箱に対し、目標は作付面積を〇〇アールに減らし、ほかの品種を作付面積〇〇アールから〇〇アールに増やす予定です。機械・施設については現状維持です。作目・部門別合理化の方向についても、巨峰を減らし他の種類のブドウ作付面積を増やす目標です。目標を達成するためにとるべき措置は、補植、定植を行い、空いている農地の無駄をなくします。生産方式の合理化については、機械化を維持していきます。従事態様等の改善については、〇〇年後以降の事です。シルバー人材センターや短期間労働者の雇用も増やしていきたいとの事です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の小山肇治委員より、補足説明とご意見がありましたらお願いします。

小山委員

お願いします。〇〇さんは〇〇町歩の田畑を耕作していて、営農の主力はリンゴとブドウです。旧菅平有料道路沿いに自宅と直売所があります。味もよくリピーターが非常に多い直売所です。後継者も長男夫婦が居り、親子4人で経営をしています。課題としては、今流行のシャインマスカットなどの品種を増やし、付加価値のある生産をする事です。生産だけでなく直売にも力を入れています。後継者も居り、まさに理想的な認定農業者だと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今小山委員より説明がありました。何かご意見がありましたらお願いします。

直売所もされていて、大変お忙しいと思います。お体に気をつけて頑張ってもらいたいと思います。

ないようなので、第2回農業経営改善計画認定審査会は以上で終了します。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_